小牧市告示第　　号

議事（１）

　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）第６条第１項に規定する一般廃棄物処理計画として、小牧市の令和５年度における一般廃棄物処理実施計画を次のように定める。

　　令和５年３月　日

　　　　　　　　　　　　　　　　小牧市長　山　下　史守朗

　　　令和５年度小牧市一般廃棄物処理実施計画

１　区域　市全域

２　計画期間　令和５年４月１日から令和６年３月３１日まで

３　対象とする廃棄物　次に掲げる市内で発生する一般廃棄物

　(1) 家庭系ごみ・資源（市の実施機関による行政活動に伴って生じたも

のを含む。）

　(2) 事業系ごみ

　(3) し尿・し尿浄化槽汚泥

４　分別区分及び排出方法

　(1) 家庭系ごみ・資源

　　ア　行政回収



※１オイルヒーターは有料戸別収集のみ。

※２カセット式ガスボンベやスプレー缶類は、中身を使い切り、穴を開けずに「危険ごみ」として排出を行う。ただし、諸事情で中身を使い切ることができない場合は、小牧市役所、各資源回収ステーションで回収を行う。

※３雑がみ以外の古紙・古布類は、集団回収方式で実施

　　イ　市では収集しないごみ



　　ウ　その他



　(2) 事業系ごみ



　(3) し尿及びし尿浄化槽汚泥



５　小牧市ごみ・資源処理

　(1) ごみ・資源



(2) し尿及びし尿浄化槽汚泥



６　処理の方法

　(1) 家庭系ごみ・資源

（※1）市の実施機関による行政活動に伴って発生したものを含む。

（※2）スプレー缶類から発生する廃液については、分離後焼却処理

(2) 事業系ごみ



(3) し尿・し尿浄化槽汚泥****

７　排出見込み量

　(1) 家庭系ごみ・資源



　(2) 事業系ごみ



　(3) し尿・し尿浄化槽汚泥

****

８　一般廃棄物の減量化、資源化のための方策に関する事項

方針１　市民・事業者のごみ減量・分別に向けた意識啓発

取組１　市民・事業者への積極的な情報提供及び意識啓発

　①　市民への情報提供・意識啓発

　　ア　広報こまきや各種パンフレット及びSNS等の活用

　　　・　広報こまきを活用し、随時適切な情報提供を図る。

　　　・　資源・ごみの分別方法を掲載した「資源・ごみの分け方と出し方」やそれをイラストなどで分かりやすくした「概要版」、具体的な品目から分別を確認できる「分別早見表」を配布する。

　　　・　「資源・ごみの分け方と出し方」等のほか、ごみ排出量といった各種情報をホームページで公表する。

　　　・　ごみ収集日を知らせるアラームや緊急時のごみ収集の周知、ごみ分別検索などの機能を組み込んだスマートフォン向けアプリケーション「ごみの日ナビ」を配信する。また、外国語版で「さんあ～る」（ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語、タガログ語、インドネシア語、ベトナム語対応）を配信する。

　　　・　TwitterやFacebookなどのSNS等を有効活用し、より広く情報発信をする。

　　イ　外国人市民や転入者への情報提供の徹底

　　　・　転入者に対しては、転入手続き時にごみ収集カレンダーや各種パンフレットのほか、指定ごみ袋（３種類、各２枚）を配布する。また、外国人に対しては、外国語（ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語、タガログ語、インドネシア語、ベトナム語）の「概要版」を配布して、排出方法等を周知する。

　　　・　上記以外の転入者で、市役所窓口等でパンフレットの配布ができない方に対しては、共同住宅管理会社等を通じて情報提供をし、意識啓発を図る。

　　ウ　排出指導による分別マナーの徹底

　　　・　廃棄物適正処理指導員を配置し、ごみ集積場の巡回や不適正排出者への指導を行う。また、直接指導ができなかった不適正排出者に対しては、適宜文書指導や夜間指導等を行い、排出指導を徹底する。

・ 直接指導ができなかった外国人と思われる不適正排出者に対

しては、原則夜間指導を行い、それでも不在だった場合には文書指導を行う。

* 各行政区で環境保全推進員を委嘱し、区長とともにごみ集積場

の管理等を行う。

　　　・　行政区若しくはごみ集積場の管理責任者からの申請に応じてごみ集積場用不法投棄監視カメラの設置を行う。

　　　・　不適正排出の割合が高い共同住宅の居住者に対しては、条例に基づき、共同住宅管理会社等と連携して排出指導の徹底を図る。

　②　事業者への情報提供・意識啓発

　　ア　事業者向けパンフレットの配布

　　　・　事業者向けパンフレット「事業者の皆様へ」を活用し、廃棄物の適正な処理を促す。

　　イ　小牧岩倉衛生組合との連携による事業者指導

　　　・　小牧岩倉エコルセンターへ持ち込まれる事業系ごみの搬入検査

を行い、その調査結果に基づき、適宜排出事業者へ指導を行う。

　　ウ　減量化等計画書を用いた減量化意識向上の推進

　　　・　多量排出事業者や大規模事業者等へ減量化等計画書の提出を義務付け、ごみの減量や古紙類の再資源化の意識向上を図る。

方針２　市民・事業者・行政の協働による３Ｒ推進

取組２　２Ｒ（リデュース、リユース）の強化推進

　①　リデュースの推進

　　ア　レジ袋の削減

　・　レジ袋配布枚数の削減に取り組み、買い物袋の持参意識を向上させることにより、プラスチックごみの削減を図る。

　　イ　食品ロス削減のための仕組みづくりの検討

　　　・　食品ロス実態調査結果から、効果的な啓発方法等について検討し、更なる食品廃棄物の削減を図る。

　②　リユースの推進

　　ア　子ども服リユース

　　　・　児童館において、子ども服の引取と無償提供を行う。また、子どもを対象としたイベントで臨時特設コーナーを設置する。

　　イ　絵本・古本リユース

　　　・　プラザハウスにおいて、古本リユースコーナーを設け、古本の引取と無償提供を行う。

取組３　リサイクルによる適正な循環的利用の推進

　①　家庭系ごみのリサイクルの推進

　　ア　雑がみの再生利用の推進

　　　・　複合物や禁忌品等も資源として週１回収集を行い、更なる再生利用を図る。

・　出前講座や各イベント等で啓発品を配布し、分別意識の向上を図る。

　　イ　剪定枝の再生利用の推進

　　　・　拠点回収場所へ持ち込まれた剪定枝に加え、クリーンアップ・大掃除で排出された落ち葉・草を市が拠点回収場所へ搬入し、仮置きする。また、ごみ集積場に排出された剪定枝類を資源として燃やすごみとは別で収集し、再資源化を図る。

　　　・　公用車を使用しない土曜・日曜日限定で剪定枝類運搬用の公用車の貸出を行う。

　　ウ　市民による資源回収の促進

　　　・　地域の子ども会等の資源回収団体が再生利用可能な廃棄物（雑紙、新聞紙、雑誌、段ボール、紙パック、古布・古着類）の自主回収を行った場合に、奨励金を交付する。

　　　・　資源回収団体のうち特に尽力した団体等へ感謝状贈呈を行う。

・　ごみ集積場に排出された雑がみ以外の古紙・古布について、集団回収方式により、行政区へ売却益の還元を行うことで分別意識の向上を図る。

　②　事業系ごみのリサイクル推進

　　ア　民間再資源化施設への食品残渣や剪定枝類などの搬入促進

　　　・　小牧岩倉エコルセンターへの食品残渣や剪定枝類の搬入を一部制限し、民間再資源化施設を積極的に活用することで再生利用を推進する。

　　イ　民間再資源化施設を市内へ誘致

　　　・　食品残渣や剪定枝類などを再資源化する民間再資源化施設を市内へ誘致し、更なるごみの減量及び再生利用の推進を図る。

　　ウ　古紙類の民間再生事業者への誘導

　　　・　小牧岩倉エコルセンターへの古紙類の搬入を制限し、民間再生事業者への誘導を図る。また、事業系古紙にあっては、機密文書や禁忌品の再生利用が進んでいないと考えられることから、市による拠点回収場所の設置等の検討を行う。

　③　小牧岩倉エコルセンターにおけるリサイクルの推進

　　ア　発電などの余熱利用によるエネルギーの有効活用（熱回収）

　　　・　小牧岩倉衛生組合において、溶融処理時に発生する余熱を利用した発電を行い、有効活用する。

　　イ　中間処理後に発生する中間処理残渣の再生利用

　　　・　小牧岩倉衛生組合において、処理後に発生する残渣物のうち資源となるものについては、積極的に有効利用を図る。

方針３　柔軟なごみ収集の推進と適正なごみ処理

取組４　社会的ニーズや社会情勢等を踏まえた収集・処理体制の整備

1. 高齢化などへの対応

ア　ごみ集積場の身近な配置とこまやか収集の実施

　・　ごみ集積場が遠方にありごみ出しが困難になってしまわないよう、適切な配置を行う。それでもなお排出が困難な高齢者などの世帯に対しては、「こまやか収集」を実施する。

1. 戸別収集の検討

ア　受益者負担金を踏まえた戸別収集の検討

　・　戸別収集については、市民の利便性向上や費用対効果を考慮しつつ、ごみ収集の有料化など受益者負担金を踏まえて慎重に検討する。

③　社会情勢等を踏まえた収集・処理体制の整備

　ア　収集・処理体制の見直しによる適正なごみ処理の推進

　　・　社会情勢等の変化に柔軟に対応するため、適宜収集・処理体制の見直しを行い、安定的な収集及び適正なごみ処理を行う。

取組５　ごみ処理施設及び最終処分場の適正な運用

　　　　　小牧岩倉衛生組合等と調整を図り、適正に維持管理等行う。

　①　適正な運転管理

　　ア　計画的な補修整備

　　　・　リサイクルプラザ及び小牧岩倉エコルセンターの長期的な利用を見据え、計画的な補修・整備を行うことにより施設の延命化を図る。

　　イ　大気汚染物質の測定・公表

　②　最終処分場の維持

　　ア　最終処分場の維持管理

　　　・　環境センター処分場において、公害防止計画に基づき、水質などの測定を行い、生活環境の保全を図る。

　　イ　埋立量の削減

　　　・　３Ｒに係る各種施策の実施、資源分別の強化、溶融処理などによるごみの資源化により、埋立量の削減を図る。

方針４　地域住民や事業者との協働による快適で清潔なまちづくり

取組６　地域住民等による自発的な地域美化の促進及び支援

　①　地域のごみ集積場の清潔保持

　　ア　地域によるごみ集積場の設置・維持管理と市による指導等

　　　・　ごみ集積場の設置・維持管理を地域に委任している中で、区長やこまき環境保全推進員をはじめとした地域住民の啓発等によりごみ集積場利用者へ適正排出を促し、市は、地域からの要請に応じて不適正排出物の特別収集を実施し、不適正排出者へ指導を実施することで、地域と協働してごみ集積場の清潔保持を図る。

　　　・　行政区に対してごみ集積場維持管理交付金やごみ集積場整備費補助金を交付し、活動を支援する。また、行政区からの希望があった場合には、必要に応じてカラスネットなどの必要資材を支給する。

　②　地域住民等による地域環境の保全及び美化の推進

ア　地域住民や事業者による地区大掃除やアダプトプログラム等の実施

　　　・　地域住民や事業者等が自主的に地区大掃除やクリーンアップ活動、アダプトプログラムへ積極的に参加し、市は活動の啓発やごみ袋などの物資の提供、ごみの収集を行うことで、協働して地域環境の保全及び美化を推進する。

　　　・　「小牧山美化ウォーク」及び「市民活動の日」の美化活動を行い、幅広い世代に参加していただくことで、多くの地域住民に対し地域環境の保全及び美化の意識啓発をする。

　　イ　ごみ散乱防止区域及び路上喫煙禁止区域の指定

　　　・　現在指定している路上喫煙禁止区域について、路上シートや看板等での啓発、及び定期的な巡回による経過観察を行う。

９　その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項

　①　一般廃棄物収集運搬業の取扱い

　　　一般廃棄物は、自区内処理が原則となっているところ、本市で発生する一般廃棄物は、既存の収集運搬許可業者で十分に収集運搬を行うことが可能であることから、新規許可は出さない。ただし下記の場合においてはこの限りではない。

・岩倉市内で発生した一般廃棄物を、小牧岩倉衛生組合の処理施設で積み下ろす場合

・本市以外で発生した一般廃棄物を、本市にある民間の一般廃棄物処理施設、または資源有効利用促進法、その他リサイクル法等で規定する指定取引場所で積み下ろす場合

・本市で発生した一般廃棄物を、本市以外にある民間の一般廃棄物処理施設で処理する方が適当であると認める場合

　②　小牧市クリーンセンター搬入許可

　　　市内から排出されるし尿及びし尿浄化槽汚泥の搬入量が施設の処理能力（６３KL／日）の上限に達するおそれがあるため、ディスポーザ排水処理槽汚泥の受入は行わないこととし、かつ処理能力超過分のし尿及びし尿浄化槽汚泥の受入も行わないこととする。